

秋田市教委訓令第1号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教育委員会職員服務規程および秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令
次に掲げる訓令の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」
に改める。

- (1) 秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）
第1条
- (2) 秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程（平成19年秋田市教委訓令第3号）第1条

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。
（秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 秋田市教育委員会単純労務職員の給与に関する規程の適用を受ける暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を

いう。)の給料月額については、秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の適用を受ける職員の例によるものとする。